

## いすみ市クラウドファンディング利用手数料助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、寄付型又は購入型によるクラウドファンディングを活用して資金を調達しようとする者を支援するため、クラウドファンディング利用手数料の一部について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 創業者と資金提供者とをインターネットを經由して結び付けることにより、創業者が多数の資金提供者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング企画 クラウドファンディングを利用して支援を募り、実施する企画をいう。
- (3) クラウドファンディング利用手数料 クラウドファンディングサイトを運営する者に支払われるクラウドファンディングの利用手数料をいう。
- (4) 創業者 本市内に住所又は主たる事務所を有する個人又は法人であつて、本市内においてクラウドファンディングを用いて新事業を展開し、又は既存の事業を拡大するものをいう。
- (5) 資金提供者 クラウドファンディングを用いて創業者に資金を提供する者をいう。
- (6) 新事業 次に掲げる要件のいずれにも該当する事業をいう。
  - ア 多様な地域資源を活用した独自のアイデア、技術等により取り組む新たな事業であること。
  - イ 全国に呼び掛けることで広く共感を得るストーリー性を有する事業であること。
  - ウ ファンの獲得又は地域ブランド力の向上に資する事業であること。

### (助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 創業者であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(3) いすみ市暴力団排除条例（平成24年いすみ市条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（助成対象事業等）

第4条 助成の対象となる事業は、クラウドファンディング企画の実施に係る事業であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 新事業であること。

(2) クラウドファンディング企画の実施前に市に相談をしている事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

(1) 公序良俗に反するもの。

(2) 宗教及び政治的活動に関するもの。

(3) 法令等に違反するもの。

(4) その他市長が助成の趣旨に適合しないと認めるもの。

（助成対象経費）

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、クラウドファンディング利用手数料とする。

（助成の額等）

第6条 助成の額は、助成対象経費の10分の10以内の額とし、1件につき50万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した助成の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成の申請）

第7条 助成の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、クラウドファンディング企画が完了した日から起算して30日以内に、いすみ市クラウドファンディング利用手数料助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者概要書（様式第2号）

(2) クラウドファンディング企画の実施を確認できる書類

(3) クラウドファンディング利用手数料を証明できる書類

(4) 市内に住所又は主たる事務所を有することの証明書

(5) 市税等の滞納がないことの証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成の可否を決定したときは、いすみ市クラウドファンディング利用手数料助成決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、指定された期日までに、いすみ市クラウドファンディング利用手数料助成請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、請求書の提出があったときは、助成金を一括で交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(クラウドファンディング企画の完了後の報告)

第13条 市長は、助成の効果を確認するため、必要な範囲において、助成決定者に対し、助成を受けて取り組んでいる事業の実施状況について報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。